

岡崎市議会議長 様

支出番号 2-1

会派名 自民清風会

代表者名 磯部 亮次

以下のとおり、政務活動を実施したので報告します。

政務活動報告書

令和7年5月12日提出

活動年月日	令和 7年 5月 7日 (水) ~ 5月 9日 (金)	
氏名	神谷 茂樹	
用務先 及び 内 容	1	用務先 滋賀県大津市
	5月7日	内 容 市町村議会議員研修 第1回 新人議員のための地方自治の基本
	2	用務先 滋賀県大津市
	5月8日	内 容 市町村議会議員研修 第1回 新人議員のための地方自治の基本
	3	用務先 滋賀県大津市
	5月9日	内 容 市町村議会議員研修 第1回 新人議員のための地方自治の基本
	4	用務先
	月 日	内 容
備 考		

講義メモ

【学長あいさつ要旨】

議会は国会と並んで憲法上も規程されている。

2100年になったら市町村の人口も半減する中で、このままの姿ではありえない。

地方公共団体には議会を置くというのは憲法上の規定。

途方公共団体は、税金を一方的に賦課し、徴収することができる強い権限を持っていて、住民の福祉のために使っている。

提案権は市長にあるが、最終的な意思決定は議会。大変大きな権限を意思決定する機能を持っている。

首長とその下の職員と住民を繋いで合意形成できるのは議会ならではの機能。

JIAM は年間15本程度の意見交換、情報交換の場を設けている。是非、ご活用いただきたい。

【1日目】 5月7日(水)	13:00~15:35
【講義】 地方自治制度の基本	同志社大学政策学部 教授 野田 遊

1 地方分権

「住民自治」は、自分たちで政策を管理することを指す。自分たちが議員を選び、税金を納めている自治体をマネジメントする主体が住民である。

「団体自治」は法律上、国との関連性で定義される。あまり良いイメージはないが法律上の言葉。国との関係において政策を実現していくのが地方公共団体。

分権一括法で大きく動いたのは団体自治の方。

単一制国家の日本はあくまで中央政府が主権を保持している。

連邦制国家は権限を中央政府から分割している。アメリカだと各州で警察や軍隊も持っている。

地方自治制度としては日本は大陸型。法律に基づいてコントロールする。何か不満があれば裁判ではっきりさせていく。(集権)

分離と融合は、一緒に仕事をするものが「融合」。アメリカやイギリスはかなりバラバラに仕事をしている。

大陸型(中央集権)概括授權方式→ふわっとして、融合的になっている。国、地方の役割が曖昧だが、一緒にやっていくようになっている。

2000年以降は地方分権改革で、国と地方は対等ということになっている。

2014年から提案募集方式→国の権限のなかで地方に分権してほしいものを手を挙げるもの。

2 財政

歳出

基本的には民生費が上昇している。(2008年19.9%→2022年25.8%)

土木費が徐々に少なくなってきた。(2008年14.4%→2022年10.6%)

歳入

地方税

地方税を大きくしていくのが地方公共団体の大きな財政的な問題。

半分を賄っていないのが一番の問題。(東京都が7割、愛知は5割、その他はもっと低い)

地方交付税

地方税が足りない場合に地方交付税が交付される。大きくは、地方財政計画で各省庁で総枠を決め、最後の配分だけを毎年枠配分で決めている。

国庫支出金、都道府県支出金

国庫支出金(ヒモ付き、使い道が決まっている)

このほか、地方債や手数料、使用料などがある。

地方自治体は、基本的には人がたくさん住んでもらい、地方税をアップしたい。

都道府県の財政力指数

東京が圧倒的だが愛知県はまず健全にやっている。

北海道東北西日本は圧倒的に弱い。

市町村の場合、財政力指数1以上の市町村が最も多いのが愛知県。

富の分布では、東京都をはじめとする南関東と愛知県に集中している。

3 行財政改革

公共施設の統廃合・・・公共施設総合管理計画策定の義務付け

民間移管→民間に任せてしまえ

デジタル技術の活用・・・保育所の入所選定については成功している

定員の適正化

広域自治体対応・・・国保や介護保険など

広域連携の検討

削減、合併、連携の3つの選択肢がキーワード

しかし、なかなか成功しない。

「市町村の行政サービスに対する削減ニーズ」

インターネットで実施したので比較的都市部に近い型からの回答が2000件得られた。

20個のサービスについて削減率を尋ねた。

高い順に並べると、生活保護が最も高い。

アメリカだと、スポーツや文化は他と差別化を図るために非常に高いが、日本では削減ニーズが高い。

安全や教育は米国や欧米も同様だが、非常にニーズが高い。

県営公園、市営公園など、役割分担ができていなく整合を図られていないことも多い。

特別自治市→都道府県から完全に独立する。収入も事業も含めて。

川崎市が努力しているが、名古屋市も意欲を持っている。

4 市町村合併

スケールメリットで費用対効果は良くなるが、雇用減少により人口減少も生じている。

5 広域連携

2020年 合併終結宣言(麻生総理)

広域連携構想→広域市町村圏計画、旧自治省が強力に推進してきた。
これは正しかった。下水道の整備が進んだ。

定住自立圏構想→国土交通省が推進(ほぼ人口増加に繋がらない)

連携中枢都市圏→総務省が推進

この2つが動いている。

事務の代替執行制度は、市町村の代わりに、他の市町村が実施する。

事務の委託に似たシステム。

相手がやっている所に乗るのが「事務の委託」

乗った方がやっているとな乗れるのは「代替執行制度」(都道府県が受けることが多い)

連携協約制度(連携中枢都市圏)は中心市を決め、周辺市が協約する形で進められる。

連携中枢都市を指定された市の方が、その候補である中核市と比較して人口減少率が高い。

→採択市町村の政策効果がみられない。

→中心市として手を挙げたところほど財政が火の車。(3大都市圏を除くとされている)

中心市が弱かったのと、東京一極集中の影響か。

お金の面では市町村連携ではなく、都道府県との連携の方が効果が高い。

6 行政編成

道州制特区・・・北海道のみ実施している。例えば近畿圏で合併すると、近畿局の国の権限が「協議により」移譲される。

アメリカでは成功事例が多い。

サービスの水準を変えて、税金の水準も変えている。

今後は、広域サービスは市町村から府県に移管。

人的資源を派遣することが望ましい。

愛知県東三河県庁では副知事が常駐し、政策をコーディネートしている。

7 自治体議会

二元代表制・・・市民が議員と市長を選挙で選ぶ

都道府県、政令市→議会側が強いと言われている。

市町村→首長が強いと言われている。

予算提出権、執行イメージ(どのような仕事をしていくか)確保ができています。

イギリスの場合は議会の方が強い。(議会の後ろに職員がついているから)

日本の場合は首長

議会の機能(3つ)

代表昨日、政策立案機能、監視機能

政策立案機能→議決権

ボランティア型→監視強化、専門家型→政策立案強化

開催時間→アメリカは毎週水曜日の夜6時、7時開始などが多い

アメリカは年収200万円くらいが多い。

アメリカの政務活動費はだいたい1万円。専門議員は少ない。

無投票当選・・・議員のなり手がいない。のではない。

選挙制度上の問題。自民&立憲の場合は、他が出られない。

市議の方が地域で顔を見せているので、知名度は高い面が多い。

都道府県議会議員は予算も大きく、大きなことを決めているが知名度が低いのは問題。

政策立案機能の向上のためには議会事務局のスタッフを充実させることが必要

政府形態の改革(議会一元制→カウンスル・マネージャー)

市民の認識向上→フリースピーチ制(犬山市?5分間、一般市民が議場で発言できる)

8 自治体組織

組織図・・・執行機関多面主義(〇〇委員会、〇〇事務局)

教育委員会・・・大津市のいじめ問題から首長のコミットを増やすことに(総合教育会議)

9 ガバナンス

英語で「ガバー」は「統治する。」

ガバナンス=公という言葉だが、通常、組織のガバナンス(組織の運営上の問題)の方が多く使われる。

ネットワークのガバナンス(協働管理)公権力を持っているのは市役所(市町村)が管理する。

ネットワークの縄をうまくステアリングしていく。主体はいっぱいある。

「公」(パブリック=わたしたち、ひとびと)

税金はみんなのもの。プールして、みんなで使う。

公共サービスは需給主体が同じ。だから「私たち」。

公共サービスは、下水道は市町村が造り、使うのも市民。

みんなの者だから、民主的に決め、無駄なく使う必要がある。

主体であり、客体。自分たちで理解して判断していく人を育てる必要がある。

10 政策

問題の発見→問題を取り違えていないか？

問題設定が間違っていることが多い。関係ない問題に対して対応していることが多い。

例: ゴミの最終処分場が限界

認識型→いっぱいになったから造ろう

探索型→そもそもゴミを出さないようにしよう

高齢化→「施設を作ろう」ではなく「子どもを増やせば高齢化しない」

問題の捉え方を吟味すべき。

11 広報

住民の認識は低く期待水準は高い→住民の欲求量は非常に高い。

対話により説明し、要求水準が間違っていることを認識してもらう必要あがる。

統計データよりもエピソードふうに伝えていった方が響く

→感染者「数」よりも「このようにして感染した」という話の方が響く

【1日目】 2月3日(月)	15:50~17:00
【講義】 地方議会制度について	全国市議会議長会 企画議事部 副部長 篠田光洋

最小参加社会:民主主義の危機。

第33次地方制度調査会(内閣総理大臣の諮問機関)

地方議会の権能強化(議員について触れたのは初めて)

議会に関する法体系

・会議規則と傍聴規則は制定する必要がある(地方自治法)

議会基本条例

- ・提供価値(ミッション、ビジョン、バリュー、パーパス)を定めたものと考えれば良い
- ・初めて制定 平成18年 岡山県栗山町
- ・民間企業よりも進んでいる面がある。(先輩議員は良い仕事をしてきた)

町議会のなり手不足

そうそうのフリーレンと協働したリーフレットを作成した。

→所属の議会事務局と相談して使用可能(議会広報委員会に投げかけよう)

私たちが拓く日本の未来

→総務省HPから参照可能。すべての高校1年生に無償配布されている

県議会との関係

ハラスメント(福岡県議会が策定した条例を作って、県内の市町村議会のハラスメント事案を県議会で受け持つことにした)個人的には策定してほしいと思っている

議長選挙の「いわゆる」立候補制度

- ・公職選挙法では準用されていない
- ・実は、立候補していなくても、議員全員が被選挙権を持っている。

懲罰について

・あくまで「秩序罰」なので、議会活動中の行動が対象であり、議会外で行った言動は懲罰の対象にならない。

・懲罰動議は「短期消滅時効」(3日)がある。

・視察先で非行があったことを事由とする場合、本会議の開会そのものが難しい面がある。

免責特権が与えられていない

・国会議員は院内での発言に対して賠償責任等を問われることはない。

・予算委員会などで乱暴な物言いをしている場面はあるが、国会の免責特権があるから。

・地方議会の場合、公務中につき、国家賠償法で市が負担し、市が議員に求償する(最高裁)

執行機関の附属機関の構成員への議員の任命

法令上義務付けのあるもの(都市計画審議会など)を除き、違法ではないが適当ではない。

→二元代表制の観点から望ましくない

(質問候補)

主として同一の行為をする法人→50%を超えるものの定義

岡崎市は、1円でもNG「上乘せ」、市からの補助を受けている全ての役職「横出し」

過去に選挙違反があり、厳しくした。憲法上の職業選択の自由との関連は？

認可地縁団体

当該町内会が広報誌の配付をい請け負っている場合、収入の半分以上を占める場合はNG

会期

議会は会期中に限り活動能力を有する。

その例外が委員会の継続調査

説明員

市長や町長が欠席しても会議体の成立には影響しない

除斥

利害関係のある議題に関して会議に出席し発言することはできない

【2日目】 5月8日(水)	9:00~12:30
【講義】 地方議会と自治体財政	武庫川女子大学 教授 金崎健太郎

【地方財政制度のポイント】

役所と民間企業の考え方の違いは仕組みの違い。
 仕組みが違うのはワケがあり、その理由を理解することが大切。
 財政という言葉は民間では使わず、役所言葉。
 それ故に、ハードルが高いということを言われることが多い。

全ての自治体が大きな船に乗り、その船の中で各自治体が財布を持っているのが日本の財政の仕組み。

大きな船は、国の財政であり、都道府県と市町村の財政を全て足したものが地方財政と言われる。

地方公共団体は独立しているが、血液ともいえるお金の面では、地方財政という大きな枠の中で仕組みとして機能している。

国と地方という大きな枠の中で、動いている理由として、日本に住んでいる人は、最低限の行政サービスを楽しむことができるという憲法上の規定がある。どこの地域でも健康で文化的な行政サービスを行う必要があるために、全ての自治体が困らないような裏付けを確保している。

そのなかで、各自治体ごとに運用しており、財政的な格差もある。

国民は、イコール住民の自治体である。

つまり国民から見た税金は国税と地方税がセットで負担している。

国民の租税の6割強が国税、4割弱が地方税。

地方を大きくしてしまうと地域格差が強くなるので、国税を大きくしている。

収入では国:地方=64:36、歳出では44:56 2割多くなる

すなわち国よりも地方の仕事量が多いのが日本の現状。

(地方交付税、国庫支出金)

地方財政計画=全ての自治体を一つの大きな船にして年間の予算を見込むもの
 法律で「国会に提出すること」とされている。

不足する分の補充が「地方交付税」(国にたくさん入ってきている税金の一部を地方公共団体に回す公金の名称)

→ここ数十年、足りない状態が続いている。

足りない部分をどうするかという課題が、地方財政計画の最大の問題になっている。

足りない部分については国と地方で折半するというルールになっている。

地方財政制度の心臓部「地方交付税」について

消費税10%の一部は地方消費税

所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額は予め特別会計に分離しておく。

普通交付税は全体の94%を最初に配分し、年4回交付する。

特別交付税は、災害等で臨時に必要となった時の為、6%を分離し、12月と3月に交付する。

所得税・法人税は景気低迷により下がってきたが、自治体の仕事は景気が悪くなくてもやめることはできない。これが、赤字の原因。

国と地方を比較すると、圧倒的に国の方が貧乏。

地方法人税

本社があるところに法人税が入る。

法人事業税も本社機能がある自治体に入る。

即ち、東京都が最も多く得る仕組みになっているので、これを解消するために「地方法人税」を作り、本社機能があるところに国が課税し、全額を国に入れて再配分することになった。

→東京都狙い撃ち。(時限的に始まり、東京都は猛反発しているが継続している)

税金は法律で決めているので、東京都が反対しても国が変更する必要はない。

地方交付税の算定方法

基本財政需要額－基準財政収入額＝普通交付税額

基準財政需要額＝単位費用×測定単位(国勢調査人口等)×補正係数(段階補正等)

消防、小学校、水道等に要する経費の平均と指標を設定し、単位費用を算出

基準財政収入額

標準的な地方税収入×算入率(75%)＋地方譲与税等

※留保的な地方税収×25%は留保財源

基準財政需要額＝国がプールしたお金を「配るとき」のルール

自治体がどうお金を使うかと言うのは全く別の話。交付税の算定通りにお金を使う必要はない。配るルールを保障しているのみ。

臨時財政対策債

財務省と総務省(地方の代表)が折衝する・・・平成に入ってから継続している。

不足分を国と地方で折半する。

平成12年頃、国立大学を同区立行政法人化、公務員数の削減、郵政民営化等を行った。

→国はこれだけ行政改革を一生懸命進めているのに、地方自治体はぬくぬくしている。

平成13年からは、国で借りて配るのではなく各自治体自身で借りることとした。

→自治体は、自分勝手に借金できない。用途が定まっている。法律改正により臨時財政対策債(地方負担分)の借金が可能な設計となった。

「臨時」財政対策債としたのは、景気が復活した際には借りる必要が無くなるはずなので、緊急的に、一時的に借りておいて、という意味合い。

返済する際の財源も、地方交付税の測定単位に入っている。

→国から返ってくる借金。(一時的な借り入れだから上乘せしてくれるという約束)ところが、景気は、そんなに簡単には戻らなかった。(20年以上)

全国的には臨時財政対策債の残高が非常に大きく増えているというのが課題。景気回復により国の財政状況が改善し、臨時財政対策債はついに0円になった。

地方財政計画の歳出の推移

社会保障関係の経費が非常に増えている。

給与関係経費は、地方公務員数の削減により減少している。

投資的経費については、景気回復に効き目が少ないということが判明し、公共事業の投資的経費が減少している。

人口が減っているにも関わらず、社会保障関係経費は増加している。

地方財政の借入金残高の状況

地方債＝建設など、使い道が決まっている借金(住宅ローンのようなもの)

臨時財政対策債はカードローンのようなもの

経常収支比率

福祉のお金が増えてきたので増加している。(100を超えると基金の取り崩しをしているということ)

借金

国・・・国債と言う債権を発行し、投資家や日本銀行が購入している

地方・・・①債権を発行し機関投資家に売る、②縁故債→銀行、信用金庫からの借り入れ

【自治体予算の基本】

自治体予算の意味・・・民間とは目的が全く違う

民間企業の予算・・・目標、めやすに過ぎない。決算が全て。(どれだけ純利益が出たか)

自治体の予算・・・そのお金を使って仕事をすることが使命。「どう使うか」が自治体のサービスを決めていく。→使い道(行政サービスの水準)を決めていくことが大切なので、議決していく。

※大きく出発点異なる。目的が違うので、仕組みが異なる。

民間は利益を正確に把握することが目的。→収益を正確に処理する「決算」が一番重要

公共はお金の使い道を決めることが重要。→収益ではなく「サービスを提供したかどうか」の確認が重要。収益は追及しないので現金主義(おこづかい帳→出納整理期間)

会計年度独立の法則・・・今の納税者から預かった金を、今の代表者が決め、今の人たちに返すのが大原則。

予算は、行政サービスの一覧表になっている。

首長は、執行の権限を持っている。

補正予算・・・国が補正予算を組むことが常態化しているので、地方も補正が常態化。

暫定予算・・・年度内に議決できなかった場合の予算。

骨格予算・・・4月に首長選挙がある場合には政策的経費を入れない。

繰越明許・・・今年のお金を来年使う(大きな工事)、本当は今年やりたかった事業
→1回は良いが2回目はダメ。さらに翌年は「事故繰越」。

継続費・・・最初から複数年(3年、5年等)を要する場合→継続費の逡次繰越

歳計剰余金・・・半分は貯金(財政調整基金)に回すルール。

不足する場合・・・繰上充用(翌年度の収入を充て込んで使うことができる)

税金は強制収納財源なので、必ず入ってくる前提→法的には可能だが資金的には不可能

一時借入金・・・議決は不要だが、一時借入金の限度額の設定が必要。

再議・・・災害対策、感染症予防対策(命を守る)否決→もうあなたには託さない→不信任

【ここで質問】(神谷)

公の施設の廃止条例と予算案の修正に関する問題について伺います。

- ・公の施設の設置や廃止は条例が必要、議決事件になる
- ・人口減少社会にあたり、設置条例より廃止条例の審査が増加すると考える
- ・議会が市民サービスに不可欠な施設と判断し、廃止条例を否決した場合、当初予算に運営経費が計上されていないことになる。
- ・技術的な助言があれば、御指導をお願いしたい。

【講師回答】

- ・首長が追加するしかない。
- ・段取りがついていない状況で否決をすることが、健全ではない。
- ・市民生活に影響しないよう、段取りをしていくことが大切。
- ・予算案を修正し、セットで審議しないとイケない。

【予算案のチェックポイント】

- ・将来の財政負担に対する議論を真剣にするのは、当初予算のときしかない。
- ・財源不足が発生しているかどうか。→仕事の内容に合わせて収入を設定するのが自治体。
 - ① 貯金の取崩し、② 借金、③ 繰上充用
- ・実質単年度収支が赤字だと、赤字。
 - (岡崎市:形式収支84億、実質収支54億、実質単年度収支▲61億→5年連続マイナス)
- ・繰出金は、繰出した側ではなく、繰出された側(収入)から説明を受けることが一般的。
- ・ふるさと納税→寄附金。使い道を考えないとイケない(寄付者の意思)
 - 例:ふるさと納税を原資として給食費を無償化する→維持できるのか?
- ・健全な財政運営
 - 将来発生した課題に対し、市役所が対応できるか。
 - その見通しを踏まえて抑制をしていくことが必要。

「1予算全体への視点」と「2健全な財政運営の視点」が重要

- ・財政に携わる者は「穴をあけてはいけない」意識が高く、守りに入る傾向がある。
- ・交付税は、6月、7月にならないと決まらない。

【質疑から】

- ・決算審査の中で、成果を併せて提出させる所がある。
- ・国債の発行は利払い上昇になる。変動要素を考えないとイケない。
 - 平成冒頭の「公共事業で好況に」という失敗事例に通じるものがある。
 - お金を刷るだけ、借金するだけで済むのであればそんな簡単な話はない。

【1日目】 5月7日(水)	13:30~15:00
【講義】 条例と政策の審査・立案	元衆議院法制局参事 吉田 利宏

自治体の特徴→トップダウン型

条例にしなければならない事項？本当に条例が必要？

総合計画など、これまでの政策と齟齬が無いかどうか。

どうしても国や県の二番煎じにならざるを得ない。

行政監視を行い、必要な場合は執行部の政策にアクセントをつけていく

→条例の制定、修正(条例をつくるチカラがあることを見せる、力があることが大切。)

国では委員会提案条例、議員連盟で与野党横断的に行っていく。

多くの会派に支持されていく。この流れが地方自治体にも広がっていくと思う。

元手のいらぬ地域振興策

乾杯条例→元手のいらぬ地域振興。オール自治体としての地域振興の理念条例。

あちこちのまちでつくりはじめると話題性がなく、地域振興策としてのチカラは落ちかけている。

法律補完型条例

がん対策推進条例、歯科口腔保健推進条例など

各部署にまたがる事項に関する条例

例：自転車安全推進条例(警察が所管するが、市としての方針を定める)

新しい価値の提示型条例

例：手話言語条例

○議員提案条例と親和性のある条例

理念条例も大きな役割を果たす場合もある

→理念条例が効果的に発揮できるかどうかの視点

役所も、慣性の法則の世界。動いている物は少しのチカラで動いていくが、止まっているものを動かすにはチカラが要る。

例：中小企業施策振興条例→責務について優先順位を上げていく

法律補完型条例の作り方

法律に「……することができる」「策定することができる」などの文言がある法律について、メリハリをつけ、一部具体化する。

○政策立案のためのスキルアップ

①問題点を探る調査

住民は、まずは「〇〇してほしい」との要望を訴えてくる。まずは、どうしてそうなったかを観察し、「困っていること」を地域の普遍的な問題とする。

執行部ペースに持ち込まないために、まずは、調べること。

自分が調べたことを持ったうえで、執行部から説明を受けると問題点が見えてくる。

②行政の「対応の階段」

一過性、特別なことなのかを見極めるためにも静観する。

その後、工夫→お金→法の段階で前に進めていく。

③解決の方法

まずは、とにかく解決できる方法を3人以上で上げていく。そのうえで、解決方法を練り上げていく。

最初の部分では問題を出していき、条例をつくるときに検討していく。

ウチの問題の解決が必要であって、まずは課題を洗い出してから、他の市の条文を読む。

○条例の典型的な規定

法律や条例は未来永劫続くものとして定められる。

→施行期日はあるが、廃止日は無い。

前文・・・裁判規範性がない(条例と向き合う気持ちをつくる部分)

第一条・・・手段(・・・し、)、目的(・・・推進し、)、究極の目的(もって・・・)

1条はあらすじ、2条は登場人物、3条は責務規程

責務規程の見方、国、や地方公共団体以外の責務に注目する必要がある。

こういう人たちに何を期待しているか。→期待している順(順番に注目)

実体的規程は時系列(手続きの順に並んでいる)

罰則

2年以下の拘禁刑、100万円以下の罰金、交流・科料

罰金は、正式な罪。警察や裁判所が関係する。

過料・・・首長の処分になる。→弁明の機会を与えなければならないが、科しやすい。

規則で定める日から施行する→議会軽視 その制度がいつから始まるか、議会の大きな関心事であるべき。

【条例策定演習】

所属するI班では、以下の条文を想定して第1条を策定した。

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 町の責務
- 第4条 町民の責務
- 第5条 保護区の設置
- 第6条 捕獲を禁止(わな含む)
- 第7条 生息環境の保全
- 第8条 保護活動の支援
- 第9条 森林の整備
- 第10条 教育及び啓発
- 第11条 記録と継承
- 第12条 審議会の設置

◆策定した条文

(目的)

第1条 この条例は、六山地方に生息する逆さ動物群の希少性に鑑み、逆さ動物群に属する動物の生息環境の保全を図るため町の責務ならびに町民の役割を明らかにするとともに、保護区の設置、捕獲禁止など、生息環境の保全ならびに保護活動を支援する手段を定めることにより、六山地方のきちょうという自然環境を保護し、もって、逆さま動物群が町の貴重な財産として六山の自然環境とともに長く町民に受け継がれ、本町が豊富な自然環境を讃えたバランスの良いまちとして発展していくことを目的とする。

【講師解説】

・まずは捕獲の禁止を入れる 自然環境と生息環境保護が目的になる。

(丁寧にした班が投票された。)

目的規定は、各条文を書いた後、最後に書くもの。

いっぱい規定を書いた後に、もう一度戻って書く。

【講師講評】

ユニークな回答があり、新しい議員の可能性を感じた。

政治の世界では玉虫色の解決が多いと思料する。

付帯決議として議会要望を入れることもあるが、やったり、やらなかったりは任せられている。

会派間の意見に隔たりがある際の議会の知恵と考える。

ただ、条例は法なので、考え方を変える必要がある。

法令を考えるのが最も大切な分野だが、法令は筋金入りの理屈。特殊な文章。

法令は、義務付けはするが理由は書かれていない。

直接的な許可の目的は書かれていない。

理由は、分散して書かれていて、主には目的規定、積極規程に置かれている。

義務付けの内容などが明らかになる。

議会に説明する提案理由の中にも書かれている。だから分散して書かれている。

モノによっては、前文の中に書かれている。

これから後の世代も、条例はずっと使っていく。そのルールを理解できることが大切。

パターンから外れている物に気づくかどうかが大切。

「これ、逆なんじゃないか(手続きの順番と違う)」とか、市の責務などの順番が違う。

そこに気づくことが、法令の本質に気づくことになり、条例審査の本質に気づくことになる。

そこに気づき始めると、皆さんの腕 r が上がっていくことになる。

【講義】 これからの地方議会に期待されていること	慶応技術大学法学部政治学科 谷口尚子
-----------------------------	-----------------------

【前段】

民主主義は一般大衆が主人公＝「普通の人々がどう考えるか」
普通の人々を理解し、そのニーズを正確に捉えることが大切。

日本の民主主義

制度的には民主主義の制度は整っている。しかし、参加が進んでいない。

数値化したもの：民主化度 96点/100

参加は？多様性は？という点で万点天にはならない。

特に地方選挙の投票率が下がっており、半数～半数弱程度。

議会のせいだけではない。日本の民主主義の不活性が根底にあり、投票もしない、立候補もしないという現状がある。

女性の割合は市議会で増えている。

都道府県議会議員は票数が多いので、支援団体が必要など、新規参入のハードルが高い。

都道府県議会議員は報酬が高いことから専業でやれるので、年齢層が若い。

町村議会議員は、厳しい状況の中で地域の名誉職的に、厳しい条件の中でもやってくれている。人口分布に、なかなか近づいていかない。

世界価値観調査(80カ国で実施)

日本は治安も良く長寿で、外から見るとうまくいっている国家に見えるが、回答内容が暗い。

世論調査の回答を含め、明るい展望がなく、子どもも含めて回答内容は暗い。

政治に対しては批判的で、評価が低い。

自治＝責任感が大切だが、その部分の教育ができていない。

学校教育における政治教育は「中立」であり、結果的に関心が薄く、冷淡。

市民にとっては、誰が面倒を見てくれても良いので、自分の生活が安定、安心していれば満足

→うまくいっていると、関心が低くなる

アメリカはかつて日本の衆議院議員選挙よりも大統領選挙の方が投票率が低かった。

(トランプ)アテンションエコノミー＝注意を引き付ける手法

→ふたを開けたら「な～んだ」となることも多い。

皮肉にも、投票率が上がっている。(危機感を感じている)

日本の関心の低さは、逆説的にいくと「うまくいっているから良いか」となる。

日本は、80カ国中、最も合理的な行動をする国。

個人最適は実践するが、全体最適に向かっていない。

18歳成人により主権者教育は進んでいる。

強いから「どうせ当選するだろう」と、意識が低くなっている。

「主権者教育」東京都選管が頑張った。投票率は全国1位になった。

1年後は順位を大きく下げた。

逆に言うと、主権者教育をしっかりとやれば、投票率は確実に向上してくる。

選挙の投票率を向上させるためには？

P:接戦度 B:どちらが当選するかで、政策の影響がどのくらい異なるか

C:面倒くささ(投票所が減っている→立会人を確保するのが難しい)

鳥取県では、カメラ等人間ではないもので代替する実験をしている。

移動投票車を活用しているところもある。

新聞社による投票支援サイト(ブートマッチ?)

インターネット選挙=ハッキングやシステムダウンの危険性があり国政での実現は困難

地方選挙では・・・日本のように名前を書かせる方式は珍しい(コストがかかる)

記名式は、知名度の高い現職が有利、記号性のものは新人に有利になる。

慶応は、公約の分析を卒論で扱っている者があるが、有力議員ほど「ふわっ」としていることが多い。女性議員は地域のことを言わない。マニア候補は議会のことしか言っていない。

→住民は、選びようが無い。

だから、

D:Duty 満足度 が大切(押し活のようなもの)「この人を応援している満足感」

地上戦、空中戦

社会的なつながりが薄くなっているので、団体に属さない人が増えている。

中間集団を通じた参加が薄く、個人がバラバラになっている。

バラバラの個人を束ね、みんなを一体化しているような空中戦がウケている。

地方議員になる壁

男性:経済的な不安(落選したら・・・、活動費は・・・)

女性:現在の生活とのすり合わせ(生活は維持できるのだろうか・・・)

やる気のある自治体、議会は・・・ホームページを見ればわかる

新しい候補者に対する支援策、セクハラパワハラへの対応、休日夜間議会、デジタル化など
デジタル化は、自治体だけでやると難しい。ただ、怪しい企業もあり、それ自体が政治闘争化する面もある(元首長、元議員など)。

従来、地方議員は法律の位置づけが無かったが、法律に明記されるようになった。

地方議会議員は何をしているかわからない、だから法律に位置づけるべきだというような背景もあった。

【3日目】 5月9日(金)	10:50~12:00
【講義】 我が国における地方議会のデジタル化	慶応技術大学法学部政治学科 谷口尚子

デジタル化→まずはハード整備から始まった

円滑化、高度化、効率化に留まらず、今後は住民とのコミュニケーションを多様化するツールとしての発展が望まれる

情報保護、セキュリティが必要

議事録・・・PDFが上がっているだけでは意味を為さない

AIによる分析・・・マッピングによる意見の分析などがAIで一覧にマッピングされる議会も。

議事活動、議会活動の「見える化」

「切り取り動画」が大きなイメージダウンになっている面もあるが、データ化、分析され、行動が世知辛くなってきた。最近の生成AI, 解析技術も高度化している。

声の調子や表情から本音の分析、議員同士のハラスメント、ネットワーク解析も可能になっている。(学校教育からの応用)

かつてのような「議事録をHPにポンと置いている」だけの一方通行の情報発信ではなく、多様な発信や双方向コミュニケーションに発展している。

発信するということは社会の注目を集めるということなので、炎上等の問題を踏まえたうえで進めていくと良い。

選挙では・・・

接戦かどうかの情報を与えると、応援組織が活性化する。一番活性化するのは「接戦ちよい負け」「ちょっと劣勢」→自分が応援すれば勝てる！

人をうらやましがらせるような行動・・・嫉妬→脳に痛みを与える行動、無差別に攻撃しているような行動になる。

双方向コミュニケーション

コロナ禍を契機として、視察や意見交換、交流などをオンラインで行うことも一般的になった。

デジタル化すると住民の満足度が上がる

韓国、中国の方が進んでいる。

マイナンバーカード→意外と、欧米ではやっていない。民間化している。東アジアでは進んだ。

都城市・・・マイナンバーカード1位、ふるさと納税1位(同規模自治体の中でデジタル化が進んでいる)

サロン、ライブ、ブレストツールなど新しいシステムを活用したコミュニケーションも進んでいる。

政治とデジタル・コミュニケーション

対面コミュニケーションに含まれていなかった有権者層の参入・表出

若い人は暗いネトウヨ、高齢者は相当ツールに慣れた左翼的な方が多くなっている。

本当に、ネットで繰り広げられていることが事実を捉えているかということ、一般的ではない。

対面・・・保守的になる

郵送・・・真面目または尖った意見

匿名・・・やんちゃ、イキった感じになる

新しい候補者にとってのゲリラ戦になっており、これから先はより資金のある方が有利な戦い方になる。

誹謗中傷があっても、この国の人がやっているとは限らないし、事後であっても厳正に対応する必要はある。

ネットの検索は分析されて、だんだんと狭い世界の広告が出てくるようになる。似たような言論空間、コミュニティに閉じ込められてしまう。

議会が強すぎる自治体・・・首長が議会の顔色を窺い、デッドロックになってしまう場面も。

SNS選好層(マスメディアよりもSNSを信じる人)

他者や社会に思いをはせる余裕が無い人が新法するという傾向が現れた

デジタル化→何のために使っていくか。民主主義のバージョンアップに使う機会。

気合が入っている住民、利害関係者がどんどん動員して、気合を入れてパブリックヒアリングに出てくることもある。→意見聴取は「参考にしても良い」

文句を集めるのではなく、新たなタネ、ヒントを集める手段としての活用が有効。

都城市・・・職種を特定して支援を行っているが、短期間で転出する可能性もある。

SNSが判断基準になっている選挙の条件

→都市部であり、明確な違いがあり、個人選挙(キャラクターが明確)であること

できる、できないのではなく、「自分が何をしたのか」を正確に伝えていくことが大切。